

第 8 号議案

中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 7 年 3 月 3 日提出

中間市長 松下 俊男

中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中間市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年中間市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の4第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第9条第2項第2号の表中

「

5 k m未満	5 k m以上 8 k m未満	8 k m以上 10 k m未満
2,300円	4,200円	4,500円

を

「

5 k m未満	5 k m以上 10 k m未満
2,000円	4,200円

に

改める。

第18条第2項中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項ただし書中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

中間市一般職職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(住居手当)</p> <p>第8条の4 (略)</p> <p><u>2</u> 前項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の片道の使用距離に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次の表に定める額(育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第8条の4 (略)</p> <p><u>2</u> <u>自ら居住する目的で住宅を所有し、かつ、世帯主である職員にあっては、月額2,500円の住居手当を支給する。</u></p> <p><u>3</u> 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の片道の使用距離に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次の表に定める額(育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p>

<u>5 k m未</u> 満	<u>5 k m以</u> 上 <u>10 k m未</u> 満	10 k m 以 上 15 k m 未 満	15 k m 以 上 20 k m 未 満	20 k m 以 上 25 k m 未 満	25 k m 以 上 30 k m 未 満
2,000円	4,200円	7,100円	10,000円	12,900円	15,800円

(3) (略)

3～6 (略)

(勤勉手当)

第18条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。ただし、前項の職員のうち再任用職員は、当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の35を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3・4 (略)

<u>5 km未</u> 満	<u>5 km以</u> 上 <u>8 km未</u> 満	<u>8 km以</u> 上 <u>10km未</u> 満	10km以 上 15km未 満	15km以 上 20km未 満	20km以 上 25km未 満	25km以 上 30km未 満
2,300円	4,200円	4,500円	7,100円	10,000 円	12,900 円	15,800 円

(3) (略)

3～6 (略)

(勤勉手当)

第18条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の82.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。ただし、前項の職員のうち再任用職員は、当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の37.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3・4 (略)